

ソレアード戸田 ショートステイセンター

短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ウエルフェアクリエーションが開設する短期入所生活介護「ソレアード戸田 ショートステイセンター」及び介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態(介護予防にあつては要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。))に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身の機能並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ソレアード戸田 ショートステイセンター
- 二 所在地 埼玉県戸田市美女木8-21-17
- 三 定員
 - (1) ユニット数 2ユニット
 - (2) ユニットごとの利用定員 1ユニット当たり10人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人 (常勤職員1人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人 (非常勤職員1人)
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のために適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護従事者 常勤換算方法で3人以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 機能訓練指導員 2人以上 (看護職員兼務)
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第5条 短期入所生活介護及び介護予防生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護及び介護予防生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規程する短期入所生活介護及び介護予防生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 短期入所生活介護及び介護予防生活介護従業者は、短期入所生活介護及び介護予防生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 短期入所生活介護及び介護予防生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供ができる体制を整える。
- 六 短期入所生活介護及び介護予防生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 七 利用者に対する身体拘束（抑制）については、当該利用者及びその他の利用者の生命に被害が及ぶときを除きしないこととする。具体的な取り組みについては定期的に管理者、医師、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員代表により身体拘束検討委員会を開催する。その中で介護内容を検討し一切の拘束が解除できるように実践をする。

(短期入所生活介護及び介護予防生活介護計画の作成)

第6条 管理者は、相当期間（概ね連続4日間）以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護及び介護予防生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護及び介護予防生活介護従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護及び介護予防生活介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の短期入所生活介護及び介護予防生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。

3 短期入所生活介護及び介護予防生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める費用によるものとし、当該短期入所生活介護及び介護予防生活介護が法定代理受領サービスであるときには、その1割又は2割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 滞在費 2,530円
室料 2,160円 光熱水費 370円
- 二 食費 2,260円 1日当たり
朝食：610円、昼食：750円、おやつ：150円、夕食：750円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、戸田市、蕨市、川口市、さいたま市中央区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、さいたま市桜区、和光市、東京都板橋区、東京都練馬区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を厳守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあたっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(身体拘束の制限)

第16条 短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

のとする。

(感染症の予防及びまん延防止に関する事項)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(就業環境の確保)

第19条 事業所は、適切な指定短期入所生活介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社ウェルフェアクリエイション代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。